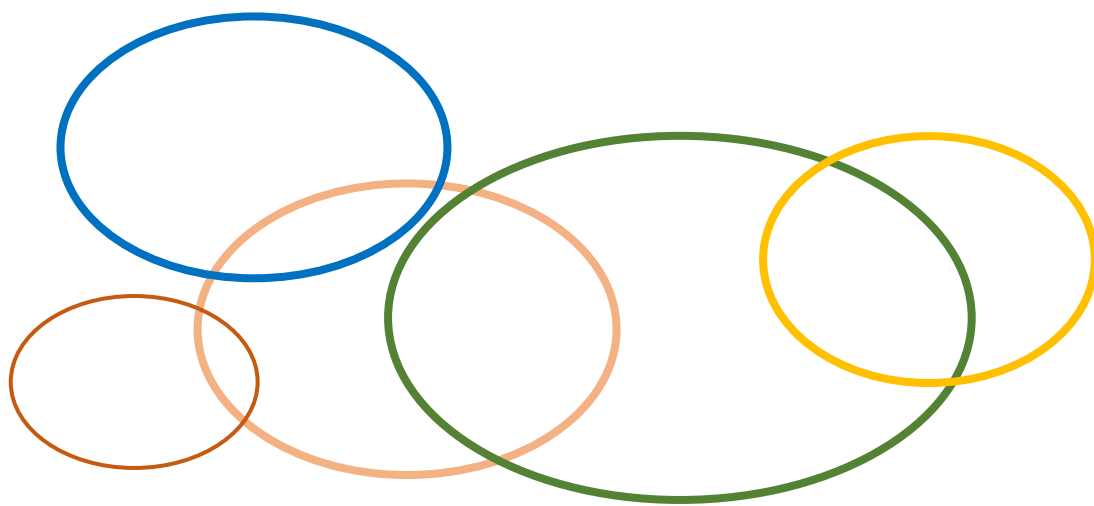


鶴岡市指定文化財所有者のみなさまへ



**文化財を守り、伝えるために
こんな時どうしたらいいの？**

鶴岡市教育委員会
社会教育課

はじめに

日ごろより、鶴岡市の文化財行政につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財は、鶴岡市の歴史、伝統、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また将来の文化の発展の基礎をなすものです。

鶴岡市文化財保護条例では、適切な管理のため、所有者が変更になった場合や市文化財の所在場所を変更する場合など、様々な手続きが定められております。

文化財所有者のみなさまには、この手引きをご活用いただくとともに、鶴岡市文化財保護条例の趣旨をご理解の上、文化財の適切な保護に努めていただきますようお願いいたします。

文化財を守り、伝えるために

◎市有形文化財の指定を受けたら

文化財所有者には、保存管理についていくつかの義務等が生じます

所有者の義務等

- 【義務】・文化財を適切に管理しなければなりません。
 - ・市教育委員会から公開のための出品の勧告を受けたら、協力しなければなりません。
- 【制限】文化財の現状を変更する場合は、市教育委員会の許可を受けなければなりません。

※鶴岡市教育委員会から文化財の指定を受けると、指定書が交付されます。この指定書は、所有する文化財が鶴岡市指定文化財であることを公証するもので、大切に保管しましょう。

◎日常的な保存管理について

- ・文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等からできています。それぞれの材質に応じた環境で保存しましょう。
- ・点検、清掃、環境整備、虫害等の防除など日常的な管理が必要です。その際、文化財の材質や形状などに応じた対応が求められます。
- ・近年、盗難事件や油かけなどが発生しています。保存環境の安全性が確保された場所での保存はもちろんのこと、火災、盗難、地震などにも留意しましょう。

※お困りの際は、社会教育課にご相談ください。
TEL：0235-57-4868

こんな時は、手続きが必要です！

◎所有者が変更になったとき

相続や寄贈、売買等により指定文化財を取得した場合は、**新所有者**は、指定文化財の取得後、速やかに指定書を添えて「**所有者変更届**」（様式第3号）を提出する必要があります。

所有者が変更になる場合は、所有者変更届の提出が必要な旨を必ず新所有者にお伝えください。

なお、所有者変更届には、所有権の移転を証明する書面を添付しなければなりません。

※所有者の変更が生じた場合は、必ず指定文化財とともに指定書を新所有者に渡してください。

※所有権の移転を証する書面の例

【相続】遺産分割協議書の写し

前所有者が亡くなった事が解る戸籍謄本の写しや
住民票の写し及び新所有者の住民票写しなど

【寄贈】譲渡書の写し、受領書の写し など

【売買】売買契約書の写し、領収書の写し など

◎所有者の氏名や住所が変更になったとき

結婚や引越などにより、**所有者氏名や住所**が変更になった場合は速やかに「**所有者等の住所・氏名等変更届出書**」（様式第4号）を提出してください。

◎指定文化財の所在の場所を変更するとき

博物館への寄託、引っ越しに伴う移動など、指定文化財の**所在場所を変更する場合は、変更の20日前までに「所在の場所の変更届」(様式第6号)**を提出してください。

※届出が不要な例

- 変更の期間が30日以下の移動（ただし展覧会で出品の場合は届出が必要）
- 市の補助金の交付を受けて修理を行う場合の移動。
- 勧告を受けて行う修理や出品を行う場合の移動

※展覧会等に出品する場合

- 展覧会を主催する博物館等から届出が必要となりますので、貸出す時は必ずその旨を主催者にお伝えください。

◎修理を行うとき

文化財は、紙、絹、木材等からできたデリケートなものが多くあります。修理を行う場合は、指定文化財を傷つけないように注意しましょう。

指定文化財を修理する場合は、**必ず市教育委員会へ相談**したうえで、一定の知識や技量をもった修理業者に任せるようにしましょう。

修理の準備ができれば、**修理の30日前までに「修理届出書」(様式第8号)**を提出してください。

※修理届には、修理内容を説明する等の添付書類が必要となります。詳しくは 鶴岡市教育委員会社会教育課に事前に確認をお願いします。

◎滅失・き損・亡失・盗難などの場合

指定文化財の所有者は、放火や盗難など人的被害や、水害、虫害、地震などの自然災害から指定文化財を護らなければなりません。

万一、地震などの災害によって指定文化財がき損した場合は、すみやかに鶴岡市教育委員会 社会教育課に連絡相談し、適切な応急措置をとるようにしましょう。

き損等の事実を知ったら、すみやかに「**滅失・き損等変更届**」(様式第5号)を提出してください。

◎指定書を紛失したとき

万一、指定時に交付を受けた指定書を紛失した場合は、「**指定書再交付申請書**」(様式第2号)により再交付の手続きを行いましょう。

手続きに必要な各種様式は、下記ウェブサイトからダウンロードできます。

[http:// www.city.tsuruoka.lg.jp](http://www.city.tsuruoka.lg.jp)

～ お問合せ 提出先 ～

鶴岡市教育委員会 社会教育課

住所：鶴岡市上山添字文栄 100 番地

電話：0235-57-4868 FAX：0235-57-4886